

○上田市地域自治センター条例

平成18年3月6日

条例第10号

注 平成24年3月から条文沿革を注記した。

(設置)

第1条 市民の参加と協働による住民自治の向上に寄与し、地域の個性とまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す分権型自治を構築するため、地域自治センターを設置する。

(名称、位置等)

第2条 地域自治センターの名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
上田地域自治センター	上田市大手一丁目11番16号	合併前の上田市の区域
丸子地域自治センター	上田市上丸子1612番地	合併前の丸子町の区域
真田地域自治センター	上田市真田町長7178番地1	合併前の真田町の区域
武石地域自治センター	上田市下武石742番地	合併前の武石村の区域

2 前項の上田地域自治センターの区域に、次の地域自治センターを置き、その名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
豊殿地域自治センター	上田市芳田1261番地2	林之郷、芳田の一部、殿城、漆戸
塩田地域自治センター	上田市中野20番地	小島、本郷、山田、手塚、新町、十人、前山、野倉、八木沢、舞田、保野、五加、中野、下之郷、富士山、古安曾、別所温泉
川西地域自治センター	上田市小泉863番地1	浦野、岡、仁古田、越戸、小泉の一部、上室賀、下室賀

(平24条例1・令2条例40・一部改正)

(地域自治センターの役割)

第3条 地域自治センターは、市民に身近な業務を行い、地域の意見を反映し、さまざまなまちづくり活動を行う拠点として、次の役割を担う。

- (1) 地域振興や地域課題に関すること。
- (2) 生涯学習及び地域福祉等住民に身近な施設に関すること。
- (3) 住民と協働して行うまちづくりに関すること。
- (4) 住民自治の推進並びにコミュニティ活動の育成及び支援に関すること。

(支所機能)

第4条 地域自治センターのうち、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センター、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター及び川西地域自治センターについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項及び第2項の規定による市長の権限に属する事務を分掌させる支所とし、その所管区域は、第2条の対象区域とする。

(地域協議会)

第5条 地方自治法第138条の4第3項の規定により、地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため、地域協議会を置く。

2 地域協議会は、第2条第1項に定める地域自治センターに複数置くことができるものとする。

3 地域協議会の名称、対象地区及び当該地域協議会を所管する地域自治センターは、市長が別に定める。

(任務等)

第6条 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関(以下「市長等」という。)の求めに応じて審議するものとする。

2 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるができるものとする。

3 地域協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行うものとする。

上田市地域協議会規則第3条(4ページ)参照

第7条 市長等は、地域協議会の対象地区に係る重要事項の決定又は変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。

2 市長等は、前条第2項の規定により地域協議会から意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第8条 地域協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、市長が特に認めた者については、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たり、委員の構成が対象地区の市民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮するものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、在任期間が通算して6年を超える者は、再任されることができない。

6 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。ただし、市長が特に認めた者については、この限りではない。

(会長及び副会長)

第9条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の4分の1以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、地域協議会に諮った上で公開しないことができ

る。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 1 日条例第 285 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(施行時の委員の特例)

第 2 条 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員(以下「施行時の委員」という。)の任期は、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、市長が別に定める日までの間とする。

2 施行時の委員が再任される場合において、第 8 条第 5 項ただし書の規定により当該委員の在任期間を通算するときは、前項の任期における在任期間を 2 年とみなす。

(上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成 18 年条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 23 日条例第 40 号)

この条例は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

【参考：審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針（抜粋）】

1 審議会等の基本的な在り方

(4) 審議会等委員の選考・構成

ウ 再任の制限

同一審議会等での在任期間は、原則として 3 期 6 年以内とする。

【参考：地域協議会の役割の一つであった「わがまち魅力アップ応援事業」の採択について】

「わがまち魅力アップ応援事業」とは地域の魅力を高め、市民の交流を促進する自主的・主体的な取り組みに対して市が支援する補助制度として平成 20 年度にスタートした事業です。この制度を利用した団体として、「信州国際音楽村公園バラの会」「木曾義仲信州丸子会」「丸子太鼓保存会」などが丸子地域では知られているかと思えます。

事業の採択に際しては、提出された選考申込書をもとに、各地域協議会において住民目線での審査を行っていただきました。しかし、全ての「わがまち魅力アップ応援事業」は令和 5 年度をもって終了しています。

○上田市地域協議会規則

平成 18 年 7 月 1 日

規則第 208 号

注 令和 3 年 11 月から条文沿革を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上田市地域自治センター条例(平成 18 年条例第 10 号。以下「条例」という。)第 5 条第 3 項及び第 11 条の規定により、地域協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域協議会の名称等)

第 2 条 地域協議会の名称及び対象地区並びに当該地域協議会を所管する地域自治センターは、次のとおりとする。

名称	対象地区	所管する地域自治センター
上田右岸地域協議会	東部地区、南部地区、中央地区、北部地区、西部地区、塩尻地区、神川地区、神科地区及び豊殿地区	上田地域自治センター 豊殿地域自治センター
上田左岸地域協議会	城下地区、川辺地区、泉田地区、東塩田地区、中塩田地区、西塩田地区、別所温泉地区及び川西地区	上田地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

(令 3 規則 13・一部改正)

(地域協議会の対象地区に係る重要事項等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定する地域協議会の対象地区に係る重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項
- (3) 合併協定書の合意事項
- (4) 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- (5) 地域振興事業基金の活用に関する事項

上田市地域自治センター条例第 7 条第 1 項で規定する「重要事項」
(2 ページ参照)

2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する事項は、諮問事項とする。

3 市長は前 2 項の規定にかかわらず、特に必要と認める事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴き、又は諮問するものとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 10 日規則第 215 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 30 日規則第 13 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。